

## 放課後児童クラブの入所に関する確認書兼同意書

特に留意し、確認していただきたい事項を記載しています。児童クラブの入所事務及び運営を適確に行うために必要ですので、よくお読みになり、確認欄にチェックをして、署名のうえ提出してください。次ページの【保護者控え用】は、ご自宅で保管してください。

確認（同意）事項	確認欄 同意欄
利用案内及び南関町放課後児童クラブ入所事務取扱要領(以下「要領」。)を理解し、申込みます。	□
児童クラブの利用は、月単位です。これに伴って、利用者負担金も月単位の金額です。退所届が遅れたために、退所希望月に利用していなかったり、自己都合により利用ができなかったり、やむを得ず月の途中に入所したりしたとしても、利用者負担金の日割りでの計算及び返還は行いません。	□
入退所等の書類提出先は、各児童クラブとなります。	□
退所を希望する場合、退所届を児童クラブに提出してください。提出が遅れると、退所希望月より後の利用者負担金の支払いが必要となります。	□
休所を希望する場合、休所届を児童クラブに提出してください。 1度につき1か月以内とし、連続した月でなければ2度以上休所することができることとします。1度につき1か月を超えて休所する場合は、状況によっては、退所となります。	□
申込後に入所資格要件の状況が変わる(「就労先・就労時間が変わった」、「仕事を辞めた」等)等申込内容に変更があった場合、速やかに申込内容変更届及び変更後の書類を児童クラブに提出してください。 変更内容によっては、退所となります。	□
児童クラブを年度途中で退所した後、年度内に再度入所を希望する場合、申込書等を児童クラブに改めて提出してください。	□
児童の帰宅時は、保護者又は成人の代理人が迎えに来てください。また、送迎の際の児童又は送迎者の過失及び事故その他の問題に関しては、保護者が一切の責任をもって対処してください。	□
申込書等に記載された情報について、児童クラブの運営に必要な範囲で運営事業者に提供し、電話や訪問等により自宅及び勤務先に確認することがあります。 また、入所審査及び入所判定に必要な範囲で児童、その保護者及び申込書の「家庭の状況」欄に記載された者並びにこれらの関係者の住民基本台帳を閲覧することがあります。 入所児童への適確な対応を図るため、小学校と連携をとり、児童に関する情報の収集を行います。	□
放課後児童クラブの利用者負担金は、児童クラブが徴収します。このほか、運営事業者がその他の経費を徴収することがあります。これらの支払は、期限内に済ませてください。	□

南関町長 様

以上の事項について、確認し、その内容に同意し、遵守することを誓約します。遵守しない場合、入所(希望)児童(名： \_\_\_\_\_)が放課後児童クラブを退所とされることに同意します。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 (※有効期限は、入所(希望)日を含む年度の末日までです。)

住所 南関町大字

保護者名

## 放課後児童クラブの入所に関する確認書兼同意書

特に留意し、確認していただきたい事項を記載しています。児童クラブの入所事務及び運営を適確に行うために必要ですので、よくお読みください。前ページの【提出用】は、加入申込書とあわせて提出してください。

確認事項
利用案内及び南関町放課後児童クラブ入所事務取扱要領(以下「要領」。)を理解し、申込みます。
児童クラブの利用は、月単位です。これに伴って、利用者負担金も月単位の金額です。 退所届が遅れたために、退所希望月に利用していなかったり、自己都合により利用ができなかったり、やむを得ず月の途中に入所したりしたとしても、 <u>利用者負担金の日割りでの計算及び返還は行いません。</u>
入退所等の書類提出先は、各児童クラブとなります。
退所を希望する場合、退所届を児童クラブに提出してください。提出が遅れると、退所希望月より後の利用者負担金の支払いが必要となります。
休所を希望する場合、休所届を児童クラブに提出してください。 <u>1度につき1か月以内とし、連続した月でなければ2度以上休所することができることとします。1度につき1か月を超えて休所する場合は、状況によっては、退所となります。</u>
申込後に入所資格要件の状況が変わる(「就労先・就労時間が変わった」、「仕事を辞めた」等)等申込内容に変更があった場合、速やかに申込内容変更届及び変更後の書類を児童クラブに提出してください。 <u>変更内容によっては、退所となります。</u>
児童クラブを年度途中で退所した後、 <u>年度内に再度入所を希望する場合、申込書等を児童クラブに改めて提出してください。</u>
児童の帰宅時は、保護者又は成人の代理人が迎えに来てください。また、送迎の際の児童又は送迎者の過失及び事故その他の問題に関しては、保護者が一切の責任をもって対処してください。
申込書等に記載された情報について、児童クラブの運営に必要な範囲で運営事業者に提供し、電話や訪問等により自宅及び勤務先に確認することがあります。 また、入所審査及び入所判定に必要な範囲で児童、その保護者及び申込書の「家庭の状況」欄に記載された者並びにこれらの関係者の住民基本台帳を閲覧することがあります。 入所児童への適確な対応を図るため、小学校と連携をとり、児童に関する情報の収集を行います。
放課後児童クラブの利用者負担金は、児童クラブが徴収します。このほか、運営事業者がその他の経費を徴収することがあります。これらの支払は、期限内に済ませてください。

南関町長 様

以上の事項について、確認し、その内容に同意し、遵守することを誓約します。遵守しない場合、入所(希望)児童(名： \_\_\_\_\_)が放課後児童クラブを退所とされることに同意します。

令和 年 月 日 (※有効期限は、入所(希望)日を含む年度の末日までです。)

保護者名 \_\_\_\_\_